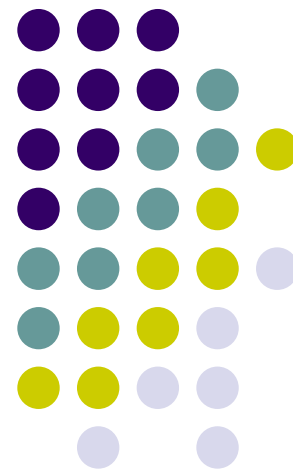


現政権における地域主権改革と 一括交付金・財政健全化

関西学院大学 小西砂千夫





地方分権改革の道筋(主として麻生内閣まで)

地方分権改革の課題(分権推進委員会最終報告)

機関委任事務の廃止等を通じて、国と地方を対等協力の関係に

- I 税財源の改革(税源移譲)
- II 義務づけ・枠づけの見直し(規律密度の緩和)
- III 行政体制整備(市町村合併、道州制等)
- IV 国から地方への権限移譲
- V 住民自治の充実
- VI 憲法上の地方自治の充実

1995~2001	地方分権推進委員会
1999	地方分権一括法
2001~2004	地方分権改革推進会議
2003~2005	三位一体改革
2006	歳出・歳入一体改革
	地方分権21世紀ビジョン懇談会
2007~	地方分権改革推進委員会

第1段階

国と地方の法的関係の整備

市町村合併

住民自治の充実

第2段階

規律密度の緩和

地方分権推進委員会

税財源の改革

基礎自治体のあり方

国から地方へ権限移譲

第29次地方制度調査会

道州制ビジョン懇談会

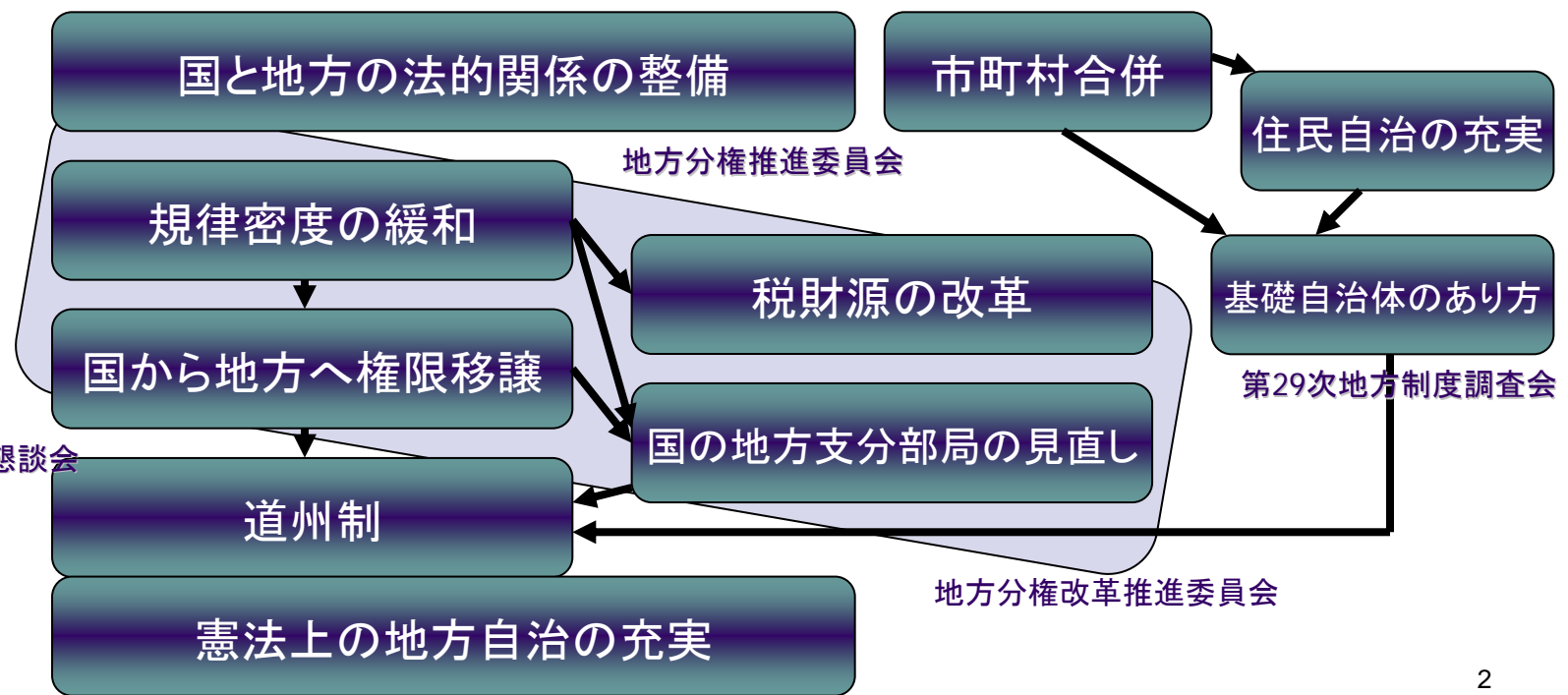
国の地方支分部局の見直し

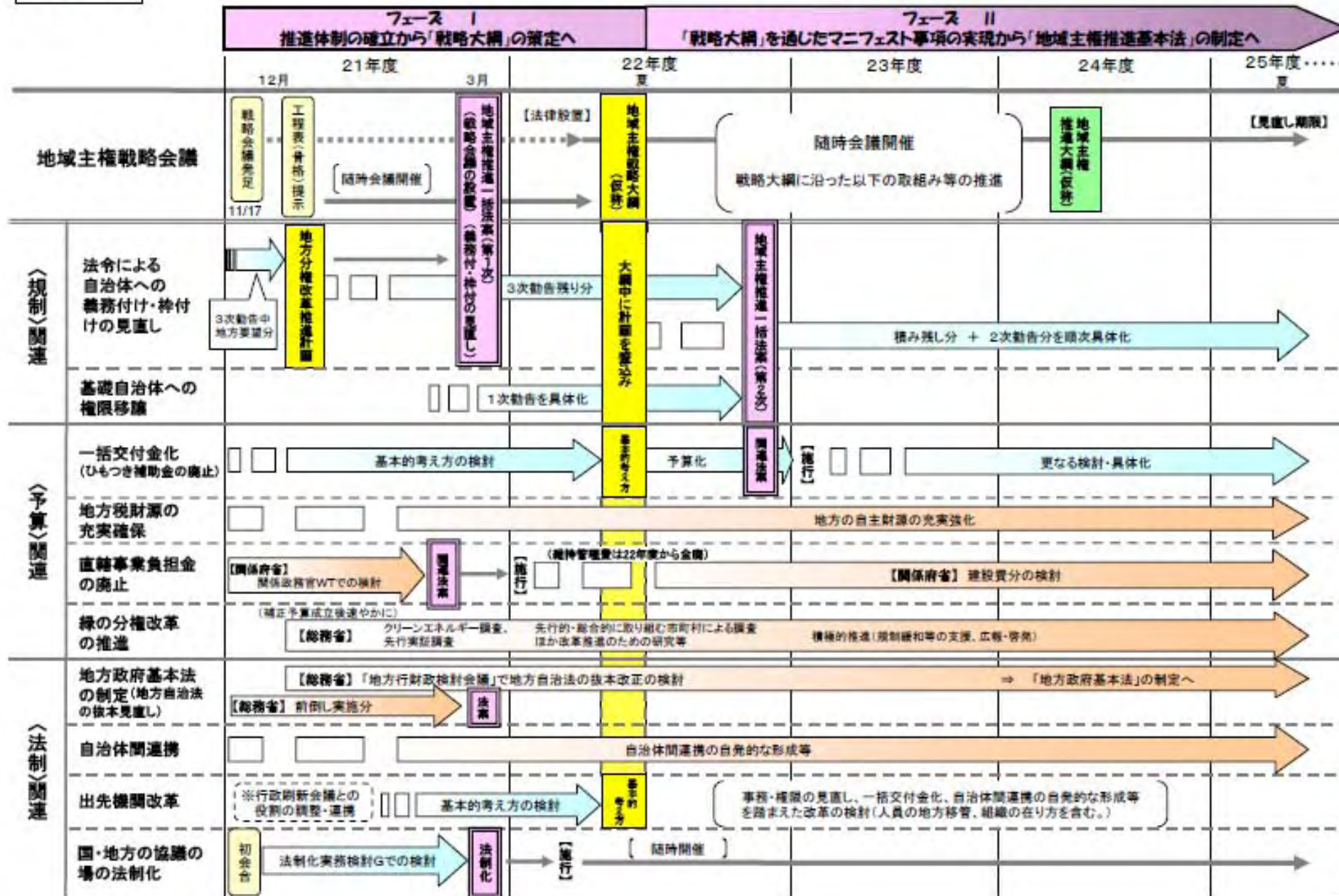
第3段階~

道州制

地方分権改革推進委員会

憲法上の地方自治の充実





1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(1) 地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

「地域主権改革」の定義・・・日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

① 所掌事務

改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

② 会議の組織

内閣府の【重要政策会議】: 15人以内

議長・・・内閣総理大臣

議員・・・内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、
内閣総理大臣が指定する国務大臣、
内閣総理大臣が任命する有識者 など

③ その他

- ・ 政令で定める日(公布日から3か月以内)に施行
- ・ 改革を更に進める観点から、法施行後3年以内に見直し

(2) 義務付け・枠付けの見直し(関係法律の一部改正)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、関係する41法律を一括改正(別紙参照)

2. 国と地方の協議の場に関する法律案

① 構成・運営

- ・ 議員・・・国:内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
(議長・議長代行を内閣総理大臣が指定)

地方:地方六団体代表(各1人)(副議長を互選)

- ・ 臨時の議員・・・議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

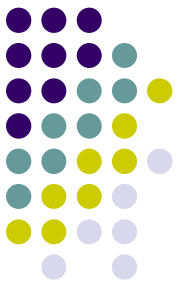
- ・ 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

- ・ 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

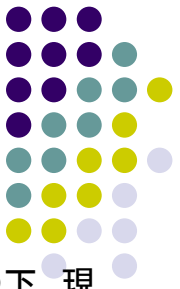
⑥ 協議結果の尊重

- ・ 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない



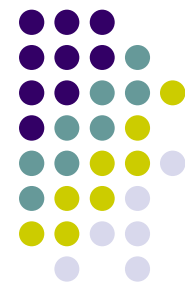
公営企業会計の見直し

- ① 借入資本金
 - ・ 借入資本金は、負債として整理。
- ② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
 - ・ 任意適用が認められている「みなし償却制度」を廃止。
 - ・ 償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金(仮称)」として負債(繰延収益)計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化。
- ③ 引当金
 - ・ 退職給付引当金の引当てを義務化(期末要支給額による算定を可とする)。
- ④ その他
 - ・ 控除対象外消費税を除き、原則として新たな繰延資産の計上は不可。
 - ・ たな卸資産の価額について、時価評価を義務付け。
 - ・ 公営企業型地方独法減損会計と同様の減損会計を導入。
 - ・ リース取引に係る会計基準を導入。
 - ・ セグメント情報の開示を導入。
 - ・ キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け。
 - ・ 負担区分の状況等の経営情報が財務諸表に明示されるよう、勘定科目を見直す



補助金改革と一括交付金 神野担当主査資料

- 国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。
- 1 一括交付金の対象範囲
 - 一括交付金の対象となる「ひも付き補助金」の範囲は、最大限広くとるべき(原則)
 - ・「現金給付は国、サービス給付は地方」との原則に基づいて対象範囲を整理すべきではないか。
 - (対象外の考え方)
 - ・社会保障・義務教育関係 — 「ひも付き補助金」から除くこととされている「社会保障・義務教育関係」についても、全国画一的な保険・現金給付に対するものに限定して、対象外と整理すべきではないか。その他に、対象外と整理すべきものがあるか。
 - ・その他 — 上記のほかに一括交付金に馴染まないものがあるとしても、最小限のもの(例えば、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金)に限定すべきではないか。
 - 2 一括交付金の制度設計
 - (1) 括り方 ... できる限り大きいブロックに括るべき
 - ・一括交付金の括り方は、地方の自由度を拡大する観点から、できる限り大括りなブロックとすべきではないか。
 - ・その際、どのようなブロックを設けるか。「経常」と「投資」を区分するか。分野間の流用を認めるか。
 - (2) 地方の自由度拡大と国の関わり ... 国の事前関与を抜本的に見直すべき
 - ・個別自治体への事前の関与を抜本的に見直し、事務の簡素化を図るとともに、事後評価の充実を図るべきではないか。
 - (3) 配分・総額 ... 地方の安定的な財政運営に配慮するべき
 - ・一括交付金の配分は、国の関与をできる限り縮小するため、客観的指標を導入してはどうか。その際、例えば、都道府県・政令市分にはまず導入する等、段階的に実施してはどうか。
 - ・条件不利地域、財政力の弱い団体、継続事業、団体間・年度間の変動が大きい市町村に配慮した仕組みとすべきではないか。
 - ・一括交付金の総額についてどのように設定するか。
 - 3 その他
 - 一括交付金の制度設計に当たっては、国・地方協議の場等において、地方と協議すべき



中期財政フレーム 財政健全化の目標

Ⅲ 中期財政フレームのイメージ～歳出の大枠について拘束力を持ち、枠内の配分には弾力性を～

中期財政フレームは、向こう3年間（当初は平成23～25年度）の歳出の大枠について拘束力を持ち、これに沿って各年度の具体的な概算要求及び予算編成を行うものとする。

マクロの総枠の拘束力と、ミクロの配分の弾力性の融合が重要。

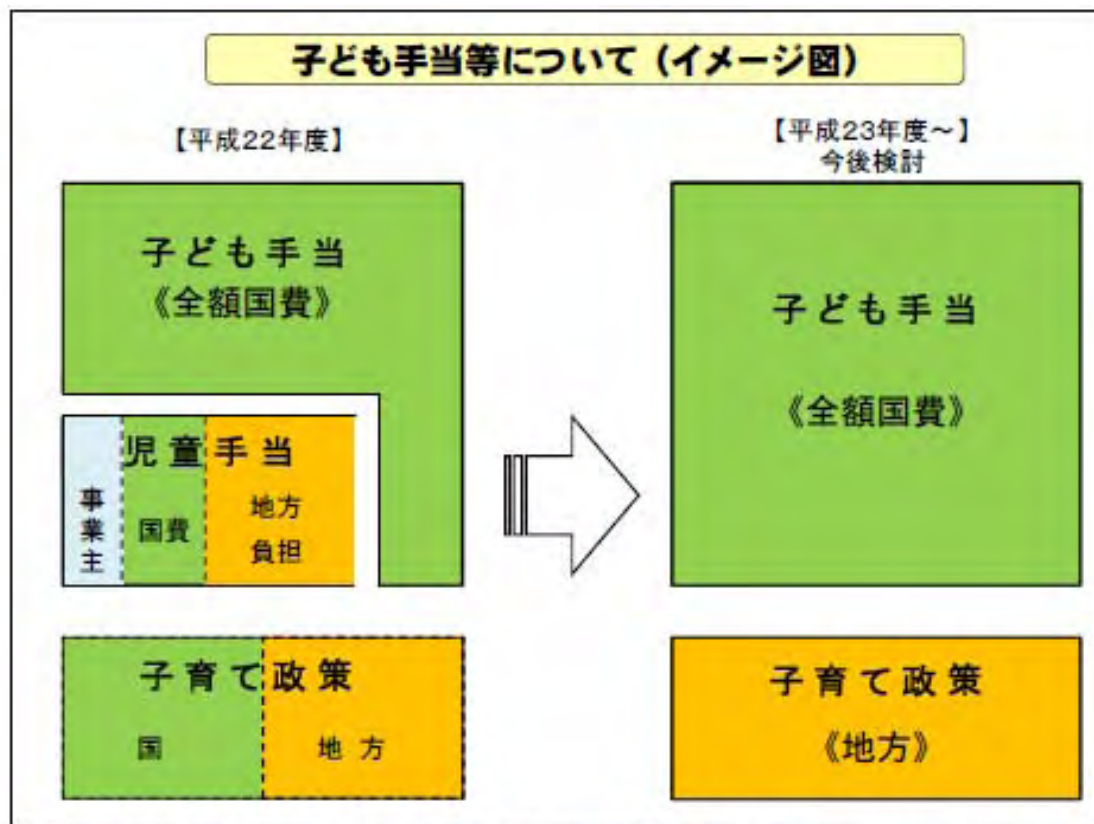
最低限、「ペイアズユーゴー」の原則を採り入れ、社会保障を含む政策的経費についての恒久的な歳出増は、恒久的な歳出削減又は税制措置によって賄うといったことを検討すべき。

歯止めのない国債発行額増加の抑制へ向けた、政府の強いコミットメントを示すべきである。



平成21年度の子ども手当の財政措置と今後の検討課題

- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論→平成22年度分は、暫定的に子ども手当と児童手当を併給（平成22年度地方財政計画の概要）



※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成22年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。

制度設計のイメージ

